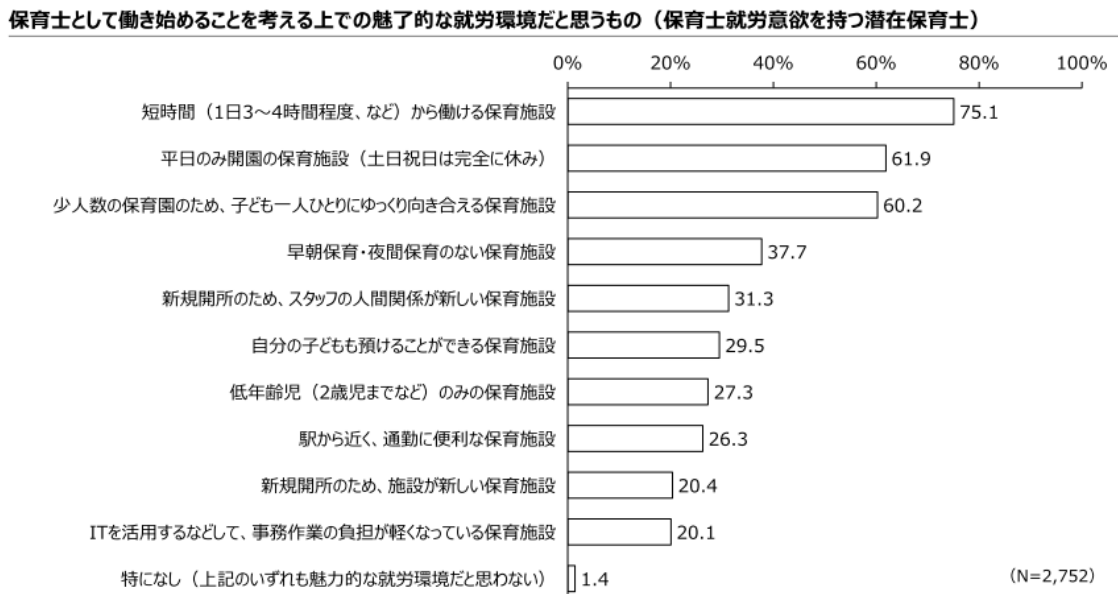


# 保育士としての就労意欲を持つ潜在保育士における 魅力的な就労環境が示唆する保育の量と保護者ニーズの壁

## 保育士としての就労意欲を持つ潜在保育士における魅力的な就労環境



出所:株式会社野村総合研究所 未来創発センター

「潜在保育士の6割が保育士としての就労を希望 ～「勤務時間や勤務日など希望にあった働き方」を最も重視～」  
<https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/report/cc/mediaforum/2018/forum270.pdf?la=ja-JP&hash=D53503C20C980F5BE5A417FE92448A484BC25E9D>

保育所整備が進まない要因の一つとして保育士不足が挙げられている。保育士が集まらないために新規開設の予定が遅れたり、定員枠に余裕がありながら園児の受け入れができないという事態が生じたりもしている。

保育士不足の解消のための方策として、保育士資格を有しながらも保育所等で働いていない、いわゆる潜在保育士をいかに保育現場に復帰させるかということが一つの焦点となっている。

上のグラフは、野村総研が実施した「保育士に関するアンケート調査」の中の、「保育士としての就労意欲を持つ潜在保育士における魅力的な就労環境」の回答結果である。このアンケート調査は、全国の保育士資格を持つ20～59歳の女性7,210人を対象としたもので、そのうち潜在保育士は67.1%にあたる4,838人であった。その中で、時期はともかくとして保育士としての就労する意欲がある2,752人が、上記の設問に回答している。

回答を見ると、個々のライフスタイルに合わせた勤務をしたいという希望が強く見えてくる。最も多い短時間勤務が75.1%、次に多いのが平日のみの勤務で61.9%。その他にも、早朝保育・夜間保育がないことが37.7%、自分の子どもも預けられるが29.5%となっている。つまり、自分の家族、特に子どもへの影響が少ない平日の日中数時間の勤務希望ということが推測される。

保育士確保のために、勤務形態に幅を持たせることに取り組んでいる保育事業者もあるが、このグラフの回答結果を見ると、事業者の努力だけでは叶えられない制度の壁というものが多くある。

認可保育所は、原則として 11 時間以上の開所時間が求められている。いわゆる常勤職員は1日9時間勤務(内1時間は休憩時間)となるが、保育所の開所時間の方が上回るため、早番と遅番に分かれることとなる。そうすると、朝の 2 時間、夕方の 2 時間は重ならないが、日中の7時間は早番も遅番も勤務が重なることとなる。つまり、日中の数時間というのは、保育所によっては人手が余ることすらある時間帯なのである。また、土曜日を開所しない場合は、国が定める運営委託費が減算されることとなっているうえに、自治体によっては朝 7 時からの開所や、18 時半以降 1 時間以上の延長保育、年末保育(12 月 29 日・30 日)の実施を求めるところもある。また、認可保育所では、預かる子どもを保育所側が自由に決めることはできず、自治体が決めることとなっている。

その他の回答でも、新規保育所はなるべく人数を多く預かれる定員を求められることが多く、低年齢児のみの保育も小規模保育事業はあるものの、一般的な認可保育所では難しい。

なぜこのようになっているのかというと、預ける側である保護者の就労状況やライフスタイルに合わせている、つまり、保護者のニーズに応えるために国や自治体が定めているのである。

現在、国や自治体の施策は、保育所の数を増やす、つまり保育の量と、保護者ニーズという両方を同時に追っている状況である。しかし、多様な保護者ニーズに応えるということは、開所時間や開所日数を増やすなど、当然ながら保育所側の負荷が増えることにつながる。それは、潜在保育士のライフスタイルから望む魅力的な就労環境とはかけ離れることにもなり、潜在保育士の保育現場への復帰というものも思うようには進まなくなってくる。そして、潜在保育士の現場復帰が進まないということは、保育所の整備が滞る、つまり保育の量を増やせず待機児童解消も進まないということになってくる。

国や自治体は、量と保護者ニーズのどちらを優先させるのかということや、一度検討する必要があるのではないだろうか。もしくは、開所時間や開所日数などについての保育事業者の裁量を広げ、保護者及び保育士から選ばれる施設となるためのニーズへの対応と魅力的な就労環境の両立について事業者の創意工夫の幅を広げるというのも一つの選択肢ではないだろうか。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。